

多摩川の外来植物駆除

～守ろう多摩川のいきもの～

平成 17 年、外来生物法が制定されました。この法律の目的は、特定外来生物による被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することです。

現在、多摩川には様々な外来植物が生育しており、在来の植物の生育環境が減ってしまいました。



特定外来植物により被圧される在来の植物（イメージ）

この度、一般社団法人生物多様性保全協会と調布市（環境政策課・調布市多摩川自然情報館）は、多摩川の生物多様性を保全するために、生態系に悪影響を及ぼす特定外来生物であるオオキンケイギクやアレチウリの駆除を行います。

この取り組みを継続することにより、市民の皆様外来種について考えるきっかけを提供し、多摩川の生物多様性を保全してゆきたいと考えております。



調布市の多摩川に生育する特定外来植物